２　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合において、第八十二条第二項の評価を第百十三条第二項第二号の評価と一体として行っている場合であって、同号の評価の結果を記載した書類を添えて同条第一項の規定による申請がされているときには、第二号に定める書類を添付することを要しない。

一　前項第八号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合　発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、第八十二条第四項の見直しの結果を記載した書類を含む。）

二　前項第十八号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（第八十二条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）　第八十二条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類

３　法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［略］

五　［略］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

［号を削る。］

十二　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十三　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

２　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合において、第八十二条第二項の評価を第百十三条第二項第二号の評価と一体として行っている場合であって、同号の評価の結果を記載した書類を添えて同条第一項の規定による申請がされているときには、第二号に定める書類を添付することを要しない。

一　前項第十号に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合　発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、第八十二条第四項の見直しの結果を記載した書類を含む。）

二　前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（第八十二条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）　第八十二条第一項、第二項若しくは第三項の評価の結果又は第四項の見直しの結果を記載した書類

３　［同上］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　放射線測定器の管理に関すること。

十二　発電用原子炉施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。

十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十四　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十五　［同上］

十六　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十七　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。